

国内向け福岡市観光 Web プロモーション業務委託仕様書

1 委託事業名

国内向け福岡市観光 Web プロモーション業務委託

2 事業目的

本市が推進する観光コンテンツについて、国内観光客に対し、ホームページ等のオウンドメディアや SNS による情報発信のほか、属性や嗜好に基づきターゲットを絞った Web 広告等による情報発信など、効果的かつ戦略的なプロモーションを実施することで、本市観光に関する認知拡大及び興味・関心の喚起を図り、本市への訪問意欲の向上や旅行先としての選定につなげていくもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 概要等

(1) 概要

福岡市観光情報サイト「よかなび」(以下「よかなび」という。)にランディングページ(以下「LP」という。)を作成し、本市が誘客したいターゲット層(下記(4)記載)に対し、本市指定の訴求コンテンツ(下記(5)記載)を、SNS をメインに発信することで、上記「2 事業目的」を達成するための Web プロモーションを行うもの。

(2) 活用を想定しているオウンドメディア

①Web サイト

よかなび : <https://yokanavi.com/>

②SNS (Fukuoka360°)

Instagram : <https://www.instagram.com/fukuoka360/>

TikTok : <https://www.tiktok.com/@fukuoka360/>

(3) 本事業の KPI

Web プロモーションの LP 記事の合計 PV 数 : 70 万 PV (令和 8 年 3 月末時点)

滞在時間やエンゲージメント率を増やすための具体的な目標値について提案すること。

※その他、上記「2 事業目的」の達成につながるような具体的な KPI があれば提案すること。

(4) ターゲット層

主に 20 歳代～30 歳代（ファミリー層含む）で、下記の福岡市域外の 3 地域に居住する旅行検討者とする。

- ①九州圏（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- ②関東圏（主に東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）
- ③関西圏（主に大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県）

各ターゲットに対し効果的にプロモーションを実施するため、「(5) 訴求コンテンツ」に示すテーマごとに、ターゲット層およびその理由を示すこと。

(5) 訴求コンテンツ

以下のとおり、本市が推進する観光施策やスポット等をコンテンツとして取り上げること。

なお、訴求するにあたり、「2 事業目的」に記載する内容を念頭に、以下①～⑤のテーマについて、下記に記載のコンテンツや既に来訪者数の多い観光スポットだけでなく、潜在的に魅力のある新たな観光スポットについて分析・発掘し、併せて発信することで、観光消費額の増加や新たな観光スポットの発信による市内周遊者数の増加につながるコンテンツを提案すること。あわせて、観光客の興味関心を引き、自らが来訪し、体験したくなるような訴求方法を提案すること。

- ① 【食・ナイトタイム】屋台、リバーフロント Next など
- ② 【歴史】博多旧市街、福岡城・鴻臚館、文化財 など
- ③ 【自然】Fukuoka East&West Coast、ABURAYAMA BACK TO NATURE FUKUOKA など
- ④ 【アート】Fukuoka Art Next、福岡市美術館、福岡アジア美術館 など
- ⑤ 【自由提案】検索流入や SNS シェアなどを通じて継続的なアクセスを獲得できる観光情報のまとめ記事や動画など

※各施策の詳細情報については、本市 HP やよかなび、その他公開情報から収集すること。

5 業務内容

(1) Web プロモーション

①企画・設計

ア) 全体設計

本項目に記載の業務内容全体について、履行期間終了までのスケジュールを示すこと。

設計にあたっては、4 (3) に記載する KPI の達成を想定した設計とし、滞在時間やエンゲージメント率を増やすための具体的な工夫について提案を行うこと。

イ) ペルソナの設定

4 (4) のターゲット層について、各テーマに合わせたペルソナ（人物像）を設定すること。

②Web プロモーション

ア) 本市 SNS の活用

本市コンテンツが①で設定した各ペルソナにリーチするよう、4 (2) に示す SNS（以下、「本市 SNS」という。）を活用し、効果的に情報発信を行うこと。

本市 SNS の発信件数や、クリエイターの活用等については提案とする。

なお、本市 SNS のうち、Instagram については原稿データを納品し、本市において投稿する予定であるが、TikTok については、投稿までの一連の業務を行うこと。

イ) その他発信チャネル等の活用

本市コンテンツが①で設定した各ペルソナに対するリーチが最大化するよう、効果的な発信チャネル等を提案すること。発信チャネルについては、ア) に示す本市 SNS の活用以外に、Web 広告、YouTube、各種 Web 媒体への記事掲載(有料・無料)のほか、クリエイターの活用など、ターゲット層へ効果的にリーチするものであれば、種類を問わない(ただし社会通念上、公序良俗に反する Web 媒体は除外する。)。また、ターゲット層へのリーチを最大化するにあたっては、単一のチャネルに限らず、有効と想定される複数のチャネルの組み合わせも可能とする。

発信チャネルの選定にあたっては、本市コンテンツ毎に閲覧者が求める情報が異なることを鑑み、各コンテンツと相性が良い発信チャネルを選定すること。

なお、画像(動画・静止画含む)の企画・制作に必要な素材の入手(権限処理含む)、画像一式の収集、各種申請手続き、撮影・編集、データ加工等の一切の業務を行うこと。

その他 AB テスト等、常に効果的な配信ができるよう検証を行うこと。

③特集記事の制作

ア) 記事制作

②に記載の Web プロモーションの LP として、4 (5) に記載する①～⑤(追加提案がある場合は、追加提案分を含む)それぞれに関する記事を制作すること。なお、制作した記事の公開は 4 (2) に示す Web サイトを想定している。

イ) 内容

記事の目的は、ターゲット層の本市観光に関する認知拡大や旅行意欲の向上などであり、それぞれの訴求コンテンツの魅力を最大化して表現するとともに、単なるイベント紹介などではなく、観光客が宿泊することを含めて、イベント実施エリアを回遊する楽しさを伝えること。

ウ) 本数

制作本数は 4 (5) に記載するテーマごとに最低 1 記事以上の作成とするが、1 テーマで複数回 Web プロモーションを実施する場合は、「よかなび」既存の記事を LP として活用しても構わない。

エ) その他

記事制作に係る、写真素材の収集に係る費用、現地の取材・撮影許可等の調整業務は全て本業務に含むものとする。

(2) 分析・効果検証

本業務開始後、受託者は、本市が別途観測する人流データ(アプリ GPS による人流観測データ)等を活用できるものとし、当該データなども参考に、以下について分析・効果検証を行うこと。

①LP や SNS に係る効果分析

GA4 で可視化できる諸データの実績や、SNS のインサイトデータなどから、ターゲット層の記事閲覧状況等を抽出し、本事業の効果を分析すること。

(例)・セッション数・PV 数

- ・滞在時間
- ・リーチ数・フォロワー数 等

②誘客・周遊に係る効果分析

受託者が所持する諸データのほか、本市が観測する人流データなどから、①がもたらす誘客・周遊効果を分析すること。

(例)・SNS や LP 閲覧者の来訪者数

- ・観光スポットにおける来訪者数
- ・観光スポット間の周遊者数 等

③施策提案

上記①、②を基に、次年度以降のプロモーションに向けた施策提案を行うこと。

(3) その他

①「よかなび」コンテンツとの連携

「よかなび」で設置している旅行者が福岡市での旅の思い出や体験を共有できる観光サイト投稿掲示板(みんなの旅行記)において、本業務で取り上げる観光スポットや体験を旅行記として投稿すること。また、本業務でクリエイターを活用した場合は、そのクリエイターを投稿者とするなど、効果的な情報発信を行うこと。

②追加提案

本業務全般について、本書に記載する事項以外に、具体的な誘客につながる取組みなど、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、具体的に提示すること。

(4) 報告書の作成

①「5 業務内容」に記載の業務に関する結果報告書を作成すること。

②報告書の内容については、本市が今後、Web 広告を実施する際に役立つ資料とすること。

なお、専門用語については分かりやすく解説を記載すること。

③報告書の作成後、本市に対して内容の説明を行うこと。

6. 著作権等の取扱い

(1) 本業務を通じて制作した、成果物(クリエイティブ・写真・記事等)については、

「よかなび」に限らず、本市の観光プロモーションを行う上で、使用できるものとする。

(2) 成果物のうち、第三者が有する著作物等(以下、「既存著作物」)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

(3) 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

7. 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

【メール送信時の宛先設定について】

複数の受信者に対して一斉送信を行う場合は、必ず「BCC（ブラインドカーボンコピー）」欄を使用し、受信者間でメールアドレスが表示されないようにすること。

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

8. 再委託について

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
ただし、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

9. その他

- (1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。